

求人者・求職者の皆様へ

取扱職種の範囲等の明示

株式会社 プラスワン
有料職業紹介事業許可番号 13-ユ-311231

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 により、以下項目を明示します。

●取扱職種の範囲等

- ・ 取扱職種：全職種
- ・ 地域：国内

●手数料に関する事項

- ・ 求職者から徴収する手数料等はありません。
- ・ 求人者から徴収する手数料等については下記手数料表（消費税を除く）の通りです。

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年 間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年 間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年 間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% 手数料負担者は求人者とします。 着手金 1,000,000 円 活動一日当たり 20,000 円
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年 間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% 手数料負担者は求人者とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。